

[別紙1]

鳥取県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 補助金の事務手続きについて

1. 事業実施計画書

○国の事業採択ののち、施工箇所等を決定し、補助金の内示を通知します。

2. 交付申請書提出

○交付申請は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは： 検査合格をもって事業の完了とします。

【事業が年度内に終わらない場合】
変更承認申請書を下記提出先まで郵送・持参してください。
【事業の遂行が困難となった場合】
遂行困難報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内）

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。
○実績報告の時期は、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日とします。ただし、規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日となります。

補助金の支払い

実績報告を受けて額の確定を行った後に支払います。

問い合わせ先

県土整備事務所、総合事務所、西部総合事務所日野振興センター
又は県土整備部治山砂防課

資料提出先

提出資料は、正本1部及び副本1部の計2部とし、所管の総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長、県土整備事務所長に提出してください。